

令和4年3月25日
三次市地域振興部定住対策・暮らし支援課

ウクライナ避難民の受入に係る協力支援の受付について

三次市では、人道支援、国際貢献の観点から、ロシア軍の侵攻に伴うウクライナ避難民の受入について表明し、生活支援の内容の検討を進めているところです。

政府の要請により、ウクライナからの避難民を受け入れる場合には、迅速に対応し支援につなげていく必要があるため、市では、避難される方の状況に応じて速やかに対応していく庁内連携組織体制を整えています。

また、市民の皆様や、幅広い企業、団体等のご支援やご協力をいただきながら、連携した取組を進めていくため、次のとおり、ウクライナ避難民の受入に係る協力支援の受付を行います。ウクライナ避難民の受入に係る協力支援を申出くださる場合は、次のとおり申出票の提出をお願いします。

1 ウクライナ避難民受入協力支援の受付

【申出票】 別紙のとおり

【受付開始】 令和4年3月25日（金）～



市HP 電子申請システム

2 申出先 地域振興部 定住対策・暮らし支援課

三次市ホームページから、三次市電子申請システム

または、メール、FAX、郵送によりお申出ください。

※避難される方への支援を行うことになった場合は、お申出いただいた個人、企業、団体等に、必要に応じて、個別に連絡します。

本件に関するお問い合わせ先



三次市地域振興部定住対策・暮らし支援課

(担当／坂田・笹岡)

電話番号:0824-62-6242 FAX:0824-62-6235

E-mail: teijyu@city.miyoshi.hiroshima.jp

〒728-8501三次市十日市中二丁目8番1号

この度のご支援のお申し出に、心より感謝申し上げます。

避難される方への支援を行うことになった場合は、お申出いただいた個人、企業、団体等に、必要に応じて、個別に連絡します。

【記入に当たっての注意事項】

協力支援いただく内容は、原則、無償でお願いします。有償でのご協力の場合は、備考欄に具体的に記入してください。

支援可能な内容は、支援項目をチェックのうえ、支援内容を具体的にご記入ください。

(1) 通訳・翻訳

① 主な活動内容

- ・市役所等での手続き、相談などへの同行及び通訳
- ・市等が発信する情報の翻訳 ほか

② 要件等

- ・日本語に加え、ウクライナ語、ロシア語等でのコミュニケーション又は翻訳が可能な方
- ・18歳以上の方

(2) 住居、就労、物資、サービス等の提供

お申出内容を集約し、避難された方の希望に合わせ、避難された方が必要とされる支援に結び付けます。

①住居の提供

住宅、一軒家、ホテル、寮等で、一時的又は中長期での提供が可能なもの

②生活用品等物資

原則未使用、運送費も含む支援をお願いします。

(3) その他

今後、国が示す具体的な対策を踏まえ、受付内容を変更する場合があります。